

意見書案提出書

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度

2分の1復元を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年6月26日

提出者

賛成者

木村清貴	佐藤誠洋	高橋聖悟	土田百合子	青山豊
齊藤勇	立身万千子	鈴木勝雄	小野正伸	高橋大
小沢秀宏	堀田賢逸	佐藤徳雄	佐々木誠	菅原恵悦
齋藤光司	佐藤忠久	寿松木孝	播磨博一	佐々木喜一
佐藤功	塩田勉	奥山豊	阿部正夫	高橋勝義
田中敏雄				

横手市議会議長 佐藤清春 様

提案理由

2014年度政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持向上を図る措置が取られるよう関係行政庁に要望する必要がある。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度

2 分の 1 復元を求める意見書

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 31 カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大にみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 2014 年度政府予算編成においては、小学校 1 年生と 2 年生に適用されてい

- る 35 人以下学級を小学校 3 年生以上まで拡充すること。
2. 30 人以下学級を基本とする教職員定数改善計画を早期に策定すること。
 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

平成 25 年 6 月 26 日

横手市議会議長 佐藤清春

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿

意見書案提出書

地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年6月26日

提出者 横手市議会 総務文教常任委員会
委員長 播磨 博一

横手市議会議長 佐藤 清春 様

提案理由

地方公務員給与の不当な切り下げの強要や地方交付税の削減を行うことのないよう、国会及び関係行政庁に要望する必要がある。

議会案第 8 号

地方公務員給与費に係る地方交付税削減に関する意見書

緊急経済対策や大胆な「15カ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価せず、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提とした地方交付税の削減が行われたことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受け、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」とする国と地方の共通認識からも極めて問題である。

今回の措置は、東日本大震災に対処するという極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、本来、条例により自主的に決定されるべき地方公務員給与に対し、国の強権的な関与はあってはならないことである。国では復興予算を確保するためとしているが、何ら震災復興に関係のない事業に多額の予算が流用されていることが次々と明らかとなっている現状をみれば、不適切な執行をやめることがまず先である。

また、地方との協議を尽くさないまま、国が一方的にこのような措置を決定したことは、過去に例を見ない異例な対応と言わざるを得ない。

横手市議会は、今回の措置が東日本大震災からの復興に向けた例外的かつ時限的な措置であることを確認し、国に対し、今後、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を削減するような措置は二度と行わないよう求めるとともに、地方交付税を国の政策目的を達成する手段として用いるような国の対策には、断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

横手市議会議長 佐藤清春

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿